

# 認定畜舎等で緩和される制限・新たに課される制限

## A構造：建築基準法に準じた技術基準×簡易な利用基準

➡震度5強程度の地震で構造部材が損傷しないと考えられる強度

## B構造：建築基準法より緩和された技術基準×標準的な利用基準

➡震度5強程度の地震で構造部材に損傷が生じても倒壊しない程度の強度

### ○制限の緩和

(A構造・B構造共通)

- ・床面積3,000㎡以下の畜舎等(以下特例畜舎等)は建築基準法の建築確認検査にあたる技術審査が不要のため審査期間が短くなる。
- ・畜舎の高さが13m以下(特定畜舎)から16m以下に緩和。軒高の制限はない。
- ・基礎根入れ深さの規定がない。
- ・膜構造畜舎等の建築が容易になる。
- ・建築工事完了後は工事完了届の提出のみで完了検査が不要。
- ・特例畜舎等は工事完了届出前でも使用可能。

(B構造のみ)

- ・部材強度に安全率を掛けなくて良いので部材使用量が削減できる(工事費で2%~9%削減可能)。

### ○新たな制限

(A構造・B構造共通)

- ・居住のための居室や、継続的に行う長時間の執務のために使用する室を設けられない。
- ・木造500㎡未満、その他200㎡未満であっても畜舎建築利用計画認定申請が必要。
- ・面積の大小に関わらず、建築士による設計が必須。
- ・既存の建築物(建築基準法に準拠)とは敷地を分けなければならない。
- ・夜間睡眠の禁止(午後10時~午前4時)。
- ・利用状況について概ね5年に一度の定期報告が必要。
- ・所有者に変更等がある場合、その都度知事に届出が必要。
- ・畜舎等以外の用途で使用不可。廃業後も同様。
- ・避難経路の確保、2以上の避難口の確保が必要。

(B構造のみ)

- ・避難訓練を実施し、記録を少なくとも1年間保存しなければならない。
- ・立ち入る者に対して避難方法を説明する義務がある。
- ・最大滞在者数(同時に滞在できる者の数の上限)が制限される。

床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
1,000㎡以下	4人	8時間
1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
3,000㎡超	16人	32時間